

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第2回和泉市人権擁護審議会
開催日時	平成29年9月8日(金) 14:00 ~ 14:40
開催場所	和泉コミュニティセンター4階 中集会室
出席者	(14名出席、2名欠席) 森会長、森副会長、野田委員、葉袋委員、権田委員、椎場委員、竹中委員、葛城委員、一井委員、深阪委員、門林委員、駒澤委員、寺西委員、中島委員 事務局 総務部長 山本 人権・男女参画室長兼人権国際担当課長 山野 人権・男女参画室総括主幹 奥野 人権・男女参画室主任 堀野 榎名豊 糸魚川
会議の議題	「和泉市人権教育・啓発推進計画」修正案について
会議の要旨	(会議次第) 1. 開会 2. 会長挨拶 3. 案件 (1) 「和泉市人権教育・啓発推進計画」修正案について (2) その他 4. 閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	・会議の形式：公開 ・傍聴人：0人 ・議事録の公開：有り

	<p style="text-align: center;">審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>
<p>事務局</p>	<p><開会> <会長挨拶> <資料確認></p> <p>(1) 「和泉市人権教育・啓発推進計画」修正案について (主な修正箇所)</p> <p>○和泉市の動き 8ページ「和泉市の動き」では、これまでの具体的な成果がわかるよう、参加学習型の学習の場の提供、市民講師派遣、エンパワメントを高めるための事業の充実などの成果を追記しました。下段では、今後も引き続き「被差別当事者に焦点をあてた人権教育から、あらゆる場所で・すべての人の人権を視野に入れた普遍的な人権意識の高揚を図るための人権教育に発展・定着させていくことを明記しました。</p> <p>○同和問題 同和問題の章では、前回の審議会において相談体制に関する記載が必要とのご意見をいただき、24ページ(4)を「相談・支援・救済体制の充実」としました。</p> <p>○外国人 24ページ上段に国、府、和泉市の在住外国人の国籍数と人数をお示ししております。和泉市においては平成29年7月末現在の在住外国人は56カ国2,161人で、全体としては増加傾向ですが、韓国・朝鮮籍が減少傾向となっていること、また、中国・ベトナム籍などが増加傾向にあり、就業者や留学生の増加によるものであることなど、現状を追記しました。</p> <p>また、在日コリアンに関する記載が必要とのご意見から、オールドカマーとよばれる在日韓国・朝鮮人の社会保障問題からニューカマーと呼ばれる南米系日系人の生活面での課題の多様化などの流れについて記載し、下段では外国人の人権に関する指針として「和泉市国際化推進指針」と教育委員会の「在日外国人教育に関する指導の指針」をあげさせていただきました。また、40ページ下段「取り組みの方向性」の中に、学習や交流の推進、ヘイトスピーチなど特定の民族への排他的行為の無い多文化共生のまちづくりのための啓発を記載しました。</p> <p>○連携・推進体制 51ページの2「関係団体との連携・推進体制」にNPOと当事者団体を追記し、52ページの図にも反映させました。</p> <p>【委員からの事前質問についての説明】 質問の主な趣旨</p> <p>①同和問題については見聞きしたことがない人が増えてきている中で、教育として取り扱うべきか ②最近のニュースなどで福島原発によるいじめやインターネット上の人権などがよく取り上げられている中で人権課題の優先順位を整理する必要性について ③10年間で問題が変化した場合の計画更新や計画の実行について</p> <p>(①同和問題を教育として取り扱うべきかについて) 同和問題については、部落差別が今もなお根強く残っていると国が見解を示し、昨年度いわゆる「部落差別解消法」ができたことからわかるように、今後も人権教育・啓発分野において誤った認識を正していくよう努めてまいる必要がございます。また、和泉市では、人権教育・啓発の始まりが、同和問題への取り組みから始まっており、今後も重要な課題として、取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>(②優先順位の問題について) 第4章の人権課題は、どれもすべて重要な問題で人権問題解決に取り組んでいかなければなりません。また日常生活の中には他にも様々な人権侵害がありますが、その中でも重</p>

	<p>要なもの、主なものを第4章であげています。</p> <p>委員がご指摘のように「福島原発の放射能」を発端とするいじめ問題や風評被害なども新たな人権課題として指摘されております。また、インターネット上での人権侵害も、スマートフォンの低年齢層への普及によってさら複雑化してきております。基本的人権はゆるぎないものですが、このように人権課題は社会情勢や、国の動き、国際的な潮流によって変化してまいりますので、それらに対応できるよう「取り組みの方向性」でも大きな方向性を示しています。</p> <p>(③計画の更新について)</p> <p>この計画の目標年次は10年間ですが、庁内の「人権擁護施策推進本部」や「人権推進員会議」などを通じ、これらの変化にも対応していきたいと考えています。行政においても子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、各施策についてはそれぞれの担当部署で実施計画などをもとに取り組んでいますが、この計画は、それぞれの分野において人権の視点を持って取り組んでもらうためのベースとなるものです。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>説明の中で「部落差別解消法」という法律ができたという表現をされましたが、「部落差別解消の推進に関する法律」だと認識しています。意味が違うと思います。また、法律自体がわかりにくいので、法律を資料として出してほしいと思います。</p> <p>もう1点は、人権問題の法律を示していただいています。同和対策審議会答申に関して「地域改善対策特別事業に係る国の財税上の特別な法律に関する法律」が、平成13年度で終わっています。これは同和問題にとって重要な出来事だと思いますが、6ページの表にもそのようなことは一切記入されていません。入っていない理由はありますか。</p>
事務局	<p>ご指摘の部落差別解消啓発推進法については、議事録配布と合わせて資料としてご配布させていただきたいと思います。</p> <p>2点目のご質問に関しては、特別な財政的な法律はなくなりましたが、その時点で部落差別や同和問題が解決しているのではなく、まだまだ課題があり、私どもは人権教育・啓発の中で取り組んでいくと認識していますし、国からも指導を受けています。それに基づく人権教育・啓発等も行ってきたという経緯もありますので、あえて書いてありませんが、実際には引き続いて同和問題は残っていると解釈しています。</p>
委員	<p>特別措置法に関して書かれていないことに意味があるのですか。</p> <p>特別措置法がなくなったということは、同和問題を解決する上でも重要な点だと思いますが、それが書かれていない理由を教えてください。</p>
事務局	<p>それぞれの時限立法の終は書いていません。</p>
委員	<p>終了を書くのであれば施行も書かなければいけません。</p>
事務局	<p>巻末に資料編というものを考えていますので、そこで載せるか、考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>それではいけないと思います。これは、みなさんで十分に審議した上で素案となりますので、載せるのか載せないのか検討するということではいけないと思います。</p> <p>平成13年からすでに14年も経っています。そして、今でできた法律が、部落差別解消の推進法です。しかし事務局は先ほど、部落解消法だと言いました。その点でも誤解を生むと思います。意味が変わってくると思います。</p>

事務局	読み間違いがあり申し訳ありません。省略する際には「部落差別解消推進法」とするのが正しいので、ここで訂正させていただきます。
会長	それ以外にご意見等はございませんか。
委員	<p>6ページの表の最後、6月と12月に「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」とあり、いずれも「推進」という文言はついておらず、省略し過ぎています。このようなところも吟味していただけると、私ども素人は正しい名称を覚えることができると思います。よろしくをお願いします。</p> <p>もう1点、41ページ、性的マイノリティに関することです。この素案には関係ないかもしれませんが、市としての考え方をご検討いただきたいと思います。最近、全国的にもいわゆる性同一性障がい者等が結婚をする際の届出に関し、行政側はどのような対応をするのかということが注目されており、今後の課題として検討しておかなければいけない問題だと思います。これを機に十分ご検討いただきたいと思います。私の周囲にも性同一性障がい者が何人かおられますので、そのような方が将来結婚をされる際にすぐに対応が必要となるかと思っています。</p> <p>私の意見に関しては、回答は不要です。</p>
事務局	2名の方からご指摘がありましたが、これらの問題については事務局で修正した上で、答申させていただきたいと考えています。修正の最終確認は、私に一任させていただきたいと思います。
委員	<p>もう1点、質問があります。11ページの計画の体系の2番目の項目に「学校等における人権教育・啓発の推進」がありますが、部落差別の解消の推進に関する新しい法律で私がこだわっていることは、衆参議院議員で付帯決議がでていることです。このことは、学校教育、人権教育にとって重要なことだと思っていますので、みなさんに知っていただきたいと思います。特に、ここには学校の先生が、どのような教育・啓発をしたらよいのかが明記されていないように感じます。特に参議院議員の付帯決議の中では、このように書いてあります。</p> <p>参議院議員における付帯決議「国および地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するにあたり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について各段の配慮をすべきである。【その1】部落差別のない社会の実現に向けて、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を疎外してきた要因を踏まえ、これに対する対策を講じることも合わせて、総合的に施策を実施すること。【その2】教育および啓発を実施するにあたっては、当該教育および啓発により、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。【その3】国は部落差別の解消に関する施策の立地に資するための部落差別の実態に関わる調査を実施するに当たっては、当該調査により、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法について慎重に検討すること。</p> <p>このような付帯決議がついていますので、このことを参考にして進めていただきたいと思います。みなさんに対しては、このような資料をお示ししていただきたいと思います。できれば、この素案の中に入れていただけるとよいと思います。</p>
会長	では、事務局は教育委員会と協議し、趣旨も踏まえた上で、よろしくをお願いします。
事務局	わかりました。
会長	資料については、議事録と共に送付させていただきます。 では言葉や用語の修正をさせていただいたものを、この審議会の答申とさせていただきます

	たいと考えております。再度、ご確認ですが、修正後の最終確認は、会長である私に一任していただくということで、よろしいですか。
委員	(異議なし)
会長	ありがとうございました。では、確認して答申とさせていただきます。
会長	(2) その他 その他として、何かございませんか。
委員	市民アンケートの中で、「同和問題をどこで知ったか」という設問に、46%ほどの人が「学校で知った」と答えています。なぜ学校で知なのか調べてみたら、和泉市では、このような「同和教育指導資料」という冊子をだしています。これは昭和47、48年のもので、この中では同和地区の名前を直接、表記しています。これまで和泉市は教育現場でこれを教えていたということで、学校で同和問題を知った人が多いということだとわかりました。年齢的には54、55歳位の年齢の方が対象かと思えます。その人たちが親になり、子どもに「あの地区は同和地区だ」と伝えることとなります。和泉市の教育委員会がこのような冊子まで出しているということです。ここで、今までの同和教育を総括していただきたいと思えます。そうでないと、新しい差別意識を固定化することになり、差別をなくそうとしても叶わないと思えます。今はそのような教育は行っていないと思えますが、大阪府下の他の地域の名前も出ています。アンケートで「学校で知った」という人が多いということです。学校でこの問題をどのように教えたらよいのか、みんなで考えていくべきだと思います。教育委員会に、この総括があれば教えていただきたいとお伝えいただければ、ありがたいと思えます。
会長	他にご意見等はございませんか。
委員	その他ではなく、(1) 修正案について気づいたことがあります。39ページの7行目に「中国・ベトナム籍」と一括りになっていますが、正しくは「中国籍、ベトナム籍」だと思います。ご検討ください。
事務局	ご指摘のように修正させていただきたいと思えます。
会長	よろしく願いいたします。 他にご意見等はございませんか。
委員	同和問題に関するご指摘がありました。国が平成28年、2016年12月に法案をつくったということが、このような委員会に出ている方にしか周知されていないと思えます。子どもたちは「同和問題＝部落差別」という認識をもっているのでしょうか。国が「部落差別解消の推進に関する法律」を施行するのであれば、1番は「部落差別解消の推進に向けて」とするほうがよいのではないのでしょうか。
事務局	前回もそのようなご意見が出たかと思えます。部落問題の解決に向けて、国の新しい法律ができたということで、この「同和問題」を「部落問題」と書き換えたほうがよいのではないかというご意見だったかと思えますが、なかなか「同和問題＝部落差別」というように十分理解されていない中で、また、今までの同和教育、人権教育の中でご理解いただいている中で、「同和問題」という項の立て方のほうが深い理解が得られるのではないかということで、今回はこの表記とさせていただきたいと思えます。
会長	よろしいですか。
委員	はい。

会長	<p>同和問題、部落差別についてご意見がでていますので、委員というよりも当事者から意見を申し上げます。</p> <p>「部落差別解消推進法」では「推進」ということが最も大切になります。「部落差別解消法」と言えば、法律ができて、あたかも勝手になくなるようなイメージがありますが、「推進」ということで、文字通り、国がしっかりとした施策をたて、国民が正しく理解して、押し進めていくという意味合いです。「推進」の重要性を再度、位置づけるほうがよいと考えています。</p> <p>学校教育の場で同和問題を扱う場合は、教師も大変悩んでいるかと思います。そのようなときには、行政の担当課も含めて、当事者団体とも話し合いをさせていただき、中身づくりをさせていただけたらありがたいと思います。</p>
委員	<p>私は民生委員ですが、民生委員は個人情報の守秘義務があります。今、当事者団体というお話がありましたが、それをどのように確認するかは、大きな問題です。福祉に関することと同様に、部落差別の解消推進に関しても、個人情報は重要な位置づけになるかと思っています。</p>
会長	<p>お二人から貴重なご意見をありがとうございました。事務局は、そのような点も踏まえ、今後、進めていきたいと思えます。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>ないようですので、本日の議題はすべて終了いたしました。委員のみなさまには、昨年度から引き続き貴重なご審議を重ねていただき、誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして議事を終わらせていただきます。司会進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>議事進行ありがとうございました。委員のみなさまには長時間に渡る審議、ありがとうございました。</p> <p>部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
事務局	<p><総務部長挨拶></p> <p>それではこれをもちまして、平成29年度第2回和泉市人権擁護審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p><閉会></p>